

「障害者福祉基本計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」の概要について

1 各計画の位置付け

(1) 第6次三田市障害者福祉基本計画（基本計画）

- ・ 策定根拠：障害者基本法第11条
- ・ 計画の意義：障害者福祉施策の基本的方向性と具体的な取り組みを定めるもの

(2) 第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画（福祉計画）

- ・ 策定根拠：障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20
- ・ 計画の意義：障害（児）福祉サービスの見込量やサービスに関する成果目標等を定めるもの

2 各計画の計画期間

	平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
障害者福祉 基本計画	第5次						第6次					第7次			
障害福祉計画	第5期		第6期			第7期			第8期			第9期			
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			第5期			

3 各計画の概要

(1) 第6次三田市障害者福祉基本計画の概要

基本理念 思いやり、支えあい、みんなで作る共生のまち さんだ
～ いっぽチャレンジ、もっとつながる、ずっと笑顔～

施策体系 5つの基本目標、15の施策とそれに伴う取組を展開

成果指標 5つの基本目標ごとに、アンケート結果などから指標を設定

(2) 第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画の概要

成果目標・・・国の示す基本的な方針に基づいて成果目標を設定

サービス見込み量・・・サービスの種類ごとに必要な量を見込む

- ・ 障害福祉サービス：訪問系サービス、短期入所・日中活動系サービス、訓練系サービス、居住系サービス、施設入所、相談支援など
- ・ 障害児福祉サービス：障害児通所支援、障害児相談支援
- ・ 地域生活支援事業：日常生活用具給付等事業、移動支援、日中一時支援など

第6次三田市障害者福祉基本計画の施策体系

基本
理念

思いやり、支えあい、みんなで作る共生のまち さんだ
～ いっぱいチャレンジ、もっとつながる、ずっと笑顔 ～

基本目標

施策

基本目標	施策	
1 生活支援の充実	(1)保健・医療体制の充実	
	(2)福祉サービスの充実	重点
	(3)家族・介助者への支援	
2 健やかに成長できる 環境の整備	(1)療育・教育体制の充実	重点
	(2)切れ目のない支援の充実	
3 就労や社会参加への 支援	(1)就労支援体制の充実	重点
	(2)多様な働く場の確保	
	(3)スポーツ・文化活動・学習活動等の展開	重点
	(4)意思疎通及び外出支援の充実	
4 共に生きるまちづくり の推進	(1)障害への理解促進	重点
	(2)誰もが参加しやすい地域社会づくり	
	(3)地域福祉活動の推進・支援者の育成	
5 権利擁護と相談体制の 充実	(1)情報提供・相談支援体制の充実	重点
	(2)緊急時等の支援体制の整備	
	(3)権利擁護・差別解消の推進と虐待防止	